

伊豆市公共事業電子入札運用基準

平成20年8月14日

伊豆市告示第87号

改正 平成24年伊豆市告示第22号

伊豆市公共事業電子入札運用基準を、伊豆市（以下「市」という。）が電子入札を円滑かつ適切に運用できるように定める。

（定義）

「電子情報処理組織」：市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した組織

「電子入札」：電子情報処理組織を使用して行う入札

「紙入札」：紙に記載した入札への参加申請書や入札書を使用して行う入札

「ＩＣカード」：電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条に規定する電子証明書

「電子認証局」：ＩＣカードを発行する機関

「ＰＰＩ」：入札情報公開システム

「特定ＪＶ」：特定建設工事共同体

1 電子入札について

1-1 電子入札システムについて

伊豆市公共事業電子入札システムとは、工事関係に係る入札を処理するシステムで電子入札システムとＰＰＩで構成される。

電子入札システムは、建設工事、測量・建設コンサル等の建設工事関係業務等（以下「案件」という。）を処理対象とする。

市が電子入札で行う旨を指定した案件（以下「電子入札案件」という。）は、原則として電子入札に限るものとする。

1-2 ＰＰＩの運用について

電子入札案件の入札公告、入札結果の公表その他調達手続に必要な事項の公表は、ＰＰＩで行うものとする。（入札公告、入札結果等の公表は、伊豆市ホームページにおいても行う。）

2 電子入札システムの利用について

2-1 ＩＣカードについて

ＩＣカードとは、紙の書類に押印する印鑑に相当するものであり、市の電子入札システムで利用可能なＩＣカードは、別途公表する民間の電子認証局が発行したものとする。

2-2 電子入札を利用することができるＩＣカードの基準

電子入札を利用することができるＩＣカードは、市の建設工事又は建設関連業務委託等の入札参加資格申請をした代表者又はその受任者のＩＣカードに限るものとする。

なお、受任者による電子入札の利用は、年間委任状（入札参加申請に伴うもの。）が提出された場合に限るものとする。

また、ＩＣカードに記載された所有者氏名、所有者所属組織名称及び所有者所属組織所在地に変更が生じた場合は、当該ＩＣカードは失効となるため、再度ＩＣカードを取得する必要がある。

２－３ 利用者登録について

初めて電子入札システムを利用する場合や、上記２－２によりＩＣカードを再取得された場合は、電子入札システムによる利用者登録を行い、登録事項に変更がある場合、電子入札システムによる利用者登録・変更手続を行うものとする。また、入札参加資格に関わることは従来どおり変更届を紙媒体により契約係へ提出しなければならない。

２－４ 利用者登録番号について

利用者登録をする際には、市が発行する利用者登録番号が必要となり、新規に利用者登録をする入札参加者は、「システム利用届」（様式１）を契約係へ提出し、「利用者登録番号発行通知書」（様式２）の発行を受けるものとする。

なお、ＩＣカードを再取得した場合には、その都度「システム利用届」を提出しなければならない。

２－５ 代理について

電子入札においては、代理は認めない。

名簿に登録された代表者の変更等によりＩＣカードが失効する場合や失効する見込みのある場合は、「６－２ 紙入札による参加について」の考え方による。

２－６ 特定ＪＶの取扱いについて

特定ＪＶにおいては、特定ＪＶの代表者が単体企業として利用者登録済みのＩＣカードを使用するものとし、特定ＪＶ結成時に「電子入札利用届（特定ＪＶ用）」（様式３）を契約係へ提出しなければならない。

３ システム障害等について

システム障害等により電子入札システムによる入開札業務の処理が出来ないことが判明した場合は、その状況を調査し、原因、復旧見込み等を勘案して、入開札業務の延期、紙入札への移行などの処置をとるものとする。

３－１ 市のシステム障害について

市の電子入札システム用サーバー・ネットワークなどに障害が発生し、入開札業務が処理出来ないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札業務の延期、紙入札への移行などの措置を講じる。

この場合は、電子入札システム以外の方法（ＰＰＩ、電子メール、電話、ＦＡＸ等）により入札参加者（入札参加希望者を含む。以下同じ。）に必要な事項を市から連絡するものとする。

３－２ 市のシステム以外の障害について

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札システムによる入開札に参加出来ないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札業務の延期、紙入札への移行などの措置を講じるものとする。

入開札業務の延期、紙入札への移行などの措置を講じる場合において、延期、紙入札への移行その他必要な事項を電子入札システム、P P I、電子メール、電話、F A X等により市から入札参加者に連絡するものとする。

4 入札案件登録について

4-1 受付期間等の設定について

参加申請書、入札書等の提出期限（見積期間）等は、従来の紙入札方式に準じて設定するものとする。

なお、入札書受付締切日及び開札予定日時については、案件ごとに市長が定めることとする。

4-2 案件登録事項の変更について

登録した案件に錯誤があった場合その他登録内容を変更する必要がある場合は、速やかに修正し、案件名称に「(〇月〇日：〇〇変更)」等の表示を行うものとする。

この場合、すでに参加申請書等の提出済の者がいる場合は、市は確実に連絡の取れる方法により変更した旨を伝えるものとする。

なお、システム的に変更出来ない項目に錯誤があった場合は、当該案件名を「当該案件は、登録錯誤につき取り消し、別途同一案件名で登録しました。」に変更し、新規に案件登録するものとし、すでに参加申請書等の提出済の者がいる場合は、市は確実に連絡の取れる方法により変更した旨と、提出済書類の再提出を求めるものとする。

5 関係書類の提出について

参加申請書に添付する添付資料・関係書類（以下「関係書類」という。）は、原則として電子データとして作成し、電子入札システムを利用して提出するものとするが、その特性によっては紙媒体による提出を求めることがある。

また、案件の特性によっては説明できる者による持参を求める場合があり、これらの場合は、その旨を案件公告に明記する。

5-1 関係書類の作成方法について

関係書類の作成に使用するアプリケーション（ソフト）及び保存形式は表1を標準とする。

表1 使用アプリケーション

No.	アプリケーション名	ファイル形式	備考
1	Word (Microsoft Corp.)	Word2003 形式以下	マクロは絶対に含まないこと。
2	Excel (Microsoft Corp.)	Excel2003 形式以下	

3	その他	PDF（Acrobat5 以下） 画像ファイル（JPEG形式、GIF形式） ファイル圧縮（Lzh、Zip、Cab。但し自己解凍形式（EXE形式）は認めない。） その他市が認めた形式	保存形式によっては損なわれる機能があるため、保存したファイルを確認のうえ提出すること。
---	-----	---	---

5-2 関係書類の提出方法について

関係書類は、原則として電子データで提出するものとし、電子入札システムの添付機能を利用して提出するものとする。

ただし、電子ファイルの容量が1MBを超える場合は、関係書類の作成方法、提出方法を市と協議の上、その指示に従うものとする。

なお、関係書類を紙媒体で（電子入札システムを利用せずに）提出する場合は、電子入札システムで競争参加資格確認申請書又は受注工事希望型指名競争入札参加希望調書を提出する際に紙媒体で関係書類を提出する旨を明示するものとする。

この場合の紙媒体の提出期限（必着とする。以下同じ。）は電子入札システムによる提出期限と同一とし、市長は必要な関係書類を全て受理した時点で電子入札システムにより参加申請書受付票を発行するものとする。

5-3 ウィルス対策について

入札参加者は、コンピュータウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーション（ソフト）を導入するなどの対策を講じなければならない。

ウィルス対策アプリケーションの種類は問わないが、常に最新のパターンファイルを適用し、関係書類等を作成、提出する場合は必ずウィルス感染チェックを行うものとする。

市の担当者は、提出された関係書類その他の電子ファイルを直接閲覧等の操作をせずに、ウィルスチェックを行ってから閲覧その他の操作を行うものとする。入札参加者から提出された関係資料等がウィルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、電子入札システム管理者に連絡するとともに、当該関係資料を提出した入札参加者と関係書類の提出方法を協議するものとする。

6 入札について

電子入札では、参加申請書や入札書等は電子入札システムのサーバーに記録された時点で提出されたものとし、電子入札システムでは、これらの情報がサーバーに正常に記録された時点で、処理された内容、時刻等を受信確認通知で表示するので、参加申請書や入札書等の提出を行った時は、受信確認通知を確認の上、印刷を行うこと。印刷された帳票は証拠書類となるので大切に保管すること。（なお、各受信確認通知は、提出処理を行った時のみ表示され、再表示は出来ないので注意すること。）

受信確認通知が表示されない場合は、必要な情報が正常にサーバーに到達していないので、再度処理を行い、それでも受信確認通知が表示されない場合は契約係に問い合わせを行うものとする。

(注) 入札書の提出は入札金額等を暗号化して送信しているため、入札書提出後（受信確認通知の表示以降）は入札金額の確認が出来ないので注意すること。

6-1 電子入札による提出について

電子入札システムによる入札受付期間は開札予定日の前日及び前々日の2日間（午前9時から午後5時まで。土日祝日を除く。）を基本とし、受付最終日は午後4時までとする。

6-2 紙入札による参加について

社名や代表者等の変更によりICカード情報の変更（ICカードの再取得）が間に合わない場合など、やむを得ない理由がある場合は、「紙入札方式参加申請書」（様式4）の当該案件を契約係に紙媒体で提出して承認を得ること。

この場合、制限付き一般競争又は受注工事希望型指名競争の紙入札申請は、入札参加申請等（入札参加希望調書を含む。）の提出期限までに行い、従来の指名競争入札にあつては電子入札締切りの前々日までに行うこと。

<紙入札を認める例>

- ① ICカードに記載された所有者氏名、所有者所属組織名称、所有者所属組織所在地の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合
 - ② ICカードの閉塞（PIN番号の連続した入力ミス）、破損、盗難等による再発行手続き中の場合
- * 上記①、②は、社会通念上妥当な手続き期間内に限ります。
- ③ その他やむを得ない事情があると認められる場合

6-3 紙入札方式による提出方法について

紙媒体による入札書の提出方法は、市が指定した開札日時に指定した場所に持参するものとする。

代理人が入札する場合は、委任状を持参すること。

6-4 電子入札から紙入札への変更について

電子入札システムによる入開札処理開始後、入札参加者側の都合により電子入札システムによる処理の継続が出来なくなった場合は、「紙入札方式移行申請書」（様式5）を契約係に紙媒体で提出し承認を得ること。

承認の基準は6-2に準ずる。

6-5 紙入札から電子入札への移行について

紙入札方式の承認を受けた後の電子入札への移行は認めないものとする。

6-6 入札の辞退

電子入札システムで入札書提出前に辞退する場合は、入札書受付期間に電子入札システムにより辞退すること。

7 工事費内訳書について

入札書に添付する「入札価格（工事費）内訳書」（様式6）（以下「内訳書」という。）は、原則として電子データとして作成し、電子入札システムを利用して提出するものとするが、その特性によっては紙媒体による提出を求めることがある。内訳書の様式及び紙媒体による提出を求める場合は、指名通知若しくは案件公告に明記する。

7-1 内訳書の作成方法について

内訳書の作成に使用するアプリケーション（ソフト）及び保存形式は5-1に準ずる。

7-2 内訳書の提出方法等について

内訳書は、原則として電子データで提出するものとし、電子入札システムの添付機能を利用して提出するものとする。内訳書の電子データの提出期限は電子入札の入札期限と同様とする。紙入札の場合の内訳書の提出期限は紙入札の入札書提出期限と同様とする。

また、入札参加者が採用している積算システム等を利用して内訳書を作成し提出する場合、内訳書は7-1の条件を満たすこと。

7-3 ウィルス対策について

ウィルス対策は、5-3に準ずる。

8 開札について

開札は、事前に設定した開札予定日時後に速やかに行い、一括開札処理で行うものとする。

ただし、紙入札方式による参加者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に電子入札書を一括開札して立会者等の確認後、落札者の決定を行うものとする。

8-1 開札時の立ち会いについて

電子入札方式による入札参加者は、開札に立ち会うことが出来るものとする。ただし、代理人が立ち会う場合は委任状を提出しなければならない。

また、紙入札方式による参加者は紙媒体の入札書を、入札保証金の必要な参加者は入札保証金を持参し、開札に立ち会うことが出来るものとする。

紙入札方式による参加者および入札保証金の必要な参加者がいない場合で、立ち会いを希望する参加者がいない場合は、当該入札事務に関係のない市の職員を立ち会わせるものとする。

8-2 くじの実施について

落札者となるべき金額で入札をした者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととな

った場合は、入札参加者が入力した任意の数値と処理時刻を用いた演算式により、電子くじを実施する。

紙入札者は、任意の数値を決め、入札執行者がその数値を電子入札システムに入力をする。

(電子くじとは、電子入札した順番、時刻及び入札時にランダムに設定される3桁の番号(入札者が番号の変更可能)により計算し落札者を決定するものです。)

8-3 開札処理が長引いた場合について

開札予定日時から落札者決定通知書発行まで著しく遅延(1時間程度を目安とします。)する場合は、市は必要に応じて電子入札システムその他適当な手段により処理状況の情報提供を行うものとする。

8-4 開札の延期について

開札を延期する場合は、市長は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している参加者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

8-5 入札書未提出の取扱いについて

入札書提出締切予定日時において、入札書が電子入札システムサーバーに未到着の入札参加者は、辞退したものとみなす。

8-6 開札の中止について

開札を中止する場合は、市長は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している参加者全員に、開札を中止する旨を通知するとともに、入札書を開封せずに電子入札システムに中止の結果登録をするものとする。

8-7 入札書提出後の辞退について

原則として、一度提出した入札書の撤回、訂正等は出来ないものとする。

例外として、電子入札システムにより入札書を提出した後に、配置予定技術者が配置出来なくなり参加資格を喪失した場合など、やむを得ない事由が生じた場合は、市は開札までの間、「参加資格喪失の届出」(様式7)を受け付け、辞退したものとする。

<電子入札システムにより入札書を提出後の参加資格喪失の届出を認める例>

- ・ 電子入札システムにより入札書を提出後、他の案件を落札したことにより、予定していた技術者を配置出来なくなった場合

8-8 再度の入札

入札の結果、落札者が決定しない場合、再度の入札(以下「再入札」という。)を電子入札で行うものとする。

再入札は第1回目の入札の翌日実施を基本とし、第1回目の入札が開札日の午前中に終了する場合など、当日に再入札を実施できる環境が整えば、入札結果通知から概ね3時間以上をあ

け、再入札を行うものとする。再入札の実施については、入札の当該案件に入札書を提出した参加者全員に入札結果通知とあわせて通知する。

なお、市長は、落札決定を当日行う案件について、第1回目の入札前に（再入札は当日実施する旨）入札参加者へ周知をはかるものとする。

再入札に紙入札が含まれる場合、入札書の提出期限は市が指定した開札日時に指定した場所に持参するものとする。

9 その他

9-1 ICカードの不正利用

入札参加者がICカードを不正に使用等した場合には、指名停止等の処分を行うことがある。電子入札に参加し、開札までに不正使用等が判明した場合は、当該案件への参加資格を取り消す。

落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わず、また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

＜不正にICカードを使用等した場合の例＞

- ・ 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、または参加しようとした場合
- ・ 代表者又は受任者以外のICカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合
- ・ ICカードに記載された所有者氏名、所有者所属組織名称、所有者所属組織所在地が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加し、または参加しようとした場合
- ・ 同一案件に対して、複数のICカードを使用して複数の参加申請書や入札書を提出し、または提出しようとした場合

附 則

この告示は、公示の日から施行する。